

ショースペースのご利用にあたって

高洲第一ショッピングセンター及び稲浜ショッップ施設内通路の展示スペース（以下「ショースペース」という。）は、近隣居住者の皆様等に創作活動作品（絵画・書・写真・アートフラワー等）の発表や情報発信の場を提供することにより、ショッピングセンターの活性化を図ることを趣旨としています。ご利用にあたっては、本趣旨をご理解頂き下記利用規約に従ってご活用願います。

記

《ショースペース・アーケード利用規約》

1. 利用目的

○ショースペース及びアーケードは各種展示発表会や演奏会・絵画等コンクール・実演販売・まちおこし等のイベント開催を目的に利用できます。

利用者は事前に利用目的や内容を申込書に記入のうえ当社に提出してください。

2. 利用時間等

○利用・展示時間は午前9時から午後8時までとし、利用期間は最長1か月とします。

ただし、これを超えて利用する場合は協議により利用期間を決定いたします。

○やむを得ない理由により利用を中止する場合は、少なくとも利用時間の30分前までに当社にご連絡ください。

3. 利用料金

○ショースペース・アーケードの利用は原則として無料といたします。

4. 利用制限

○利用申し込み決定後または、利用中においても、展示内容等が次に該当すると当社が判断した場合には、利用の取消しまたは停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、当社は一切の責任を負いません。

- ・申込書の記入内容が実際と異なる、または偽りがあった場合
- ・管理上、風紀上好ましくないと認められる場合
- ・関係法令に反する場合、または関係官公署の指示に反する場合
- ・宗教活動、政治活動、悪質な勧誘・募金活動などをした場合
- ・暴力的不法行為、反社会的行為がある場合
- ・注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合
- ・危険物持込、人身事故、建物・施設などを汚損・破損した場合。
- ・音・振動・臭気の発生により周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。

5. 免責及び損害賠償

- 利用中の展示物及び利用者・来場者等が持ち込みになられた物（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、当社はその原因の如何を問わず一切の責任を負いません。
- 建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失された場合、当社はその損害に対し全額賠償請求します。
- 当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、協議のうえその損害を賠償するものとします。

6. 安全管理

- 利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。
- 危険物の持ち込みは一切できません。

7. 展示物の搬入出等

- 展示物等の運搬・搬入出、保管中の盗難・破損及び汚損につきましては、当社は一切関知しません。
- 展示品、貴重品、精密機器については、利用中のお預かりはできません。

8. 利用後の原状回復

- 利用終了に当たり、発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。

9. 遺失物の扱い

- ショッピングセンター内での遺失物は、拾得をした日から 6 日間保管したのち、警察に届けることとします。

10. 規約の変更等

- 規約の内容は、予告なく変更することがあります。
- 展示作品等に係る作者名、プロフィール等は原則公開とします。

平成 27 年 9 月 1 日

株式会社 千葉経済開発公社